

公共施設の使用料適正化に関する方針（案）の主な改正箇所について

頁	項目	変更前	変更後
2	使用料の算定	施設の運営及び維持管理に要する費用で、 人件費、物件費及び維持補修費（経常費用のみ）の合計 とします。	施設の運営及び維持管理に要する費用で、 人件費、物件費、維持補修費（経常費用のみ）及び建設費（減価償却費）の合計 とします。
3	原価の算出方法	原価の算出に当たっては、原則として、見直しを行う年度の 前3か年度の維持管理費の決算額の平均値 を用いるものとします。	原価の算出に当たっては、原則として、見直しを行う年度の 前年度の維持管理費の決算額 を用いるものとします。
3	屋内施設（専用利用）の原価	会議室や体育館など、屋内の一定のスペースを占有して利用する施設については、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりの単位原価を算出し、これに 貸出面積 と利用時間を乗じて、1室（1区画）の利用にかかる原価とします。	会議室や体育館など、屋内の一定のスペースを専用して利用する施設については、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりの単位原価を算出し、これに 利用面積 と利用時間を乗じて、1室（1区画）の利用にかかる原価とします。 <u>※利用面積＝専用面積＋共用部分×（専用面積÷合計面積）</u>
6	激変緩和措置等	改定後の使用料が急激に変化することがないように、原則として、 改定の上限を1.2倍、下限を0.8倍とし、大幅な増減を生じるものについては段階的に改定していくこと とします。	改定後の使用料が急激に変化することがないように、原則として、 改定の上限を1.5倍 とします。
7	改定の時期及び周期	原則として 5年ごと に見直しを行い、	原則として 3年ごと に見直しを行い、
7	その他		市外の者が公共施設を利用する場合や営利目的で施設を利用する場合には、割増料金を設定することとします。市外の者が利用する場合は通常料金の2倍、営利目的の利用については通常料金の4倍を徴収するものとします。また、市外の者が営利目的で利用する場合は、それぞれが適用されるものとし、通常料金の8倍を徴収します。